

「出力制御の公平性の確保に係る指針」改定案に関する意見公募要領

令和4年2月26日
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
制度審議室

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）に基づく再生可能エネルギーの出力の抑制（以下、「出力制御」という。）については、出力制御の公平性の確保に係る指針に基づいて運用が行われています。

こうした中、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、出力制御量全体の低減及び運用効率化の観点から、太陽光発電事業者について出力制御実施対象事業者を拡大するとともに、経済的出力制御（オンライン代理制御）の仕組みを導入することが示されました。こうした点を踏まえつつ、オンライン代理制御の導入にあたり、出力制御の公平性の確保に係る指針の改定に向けた検討を進めております。

つきましては、出力制御の公平性の確保に係る指針の改定案について、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見をくださいますようお願い申し上げます。なお、改定案の詳細については、別添を御参照ください。

2. 意見公募の対象

「出力制御の公平性の確保に係る指針」改定案

3. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（2）窓口での配布

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部制度審議室
（東京都千代田区霞ヶ関 経済産業省別館5階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和4年2月26日（土）～令和4年3月27日（日）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

（2）郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部制度審議室
あて

(3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のF A X 番号宛にお送り下さい。

F A X 番号：(03) 3501-1365

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「出力制御の公平性の確保に係る指針」改定案に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	